

吹田市子ども・若者支援地域協議会設置要領

制定	平成29年	3月	1日
改正	平成29年	6月	1日
改正	平成30年	7月	12日
改正	令和元年	6月	25日
改正	令和2年	4月	1日
改正	令和3年	4月	1日
改正	令和4年	4月	1日
改正	令和5年	4月	1日
改正	令和6年	4月	1日
改正	令和6年	5月30日	
改正	令和8年	6月	1日

(設置)

第1条 子ども・若者育成支援推進法（平成21年法律第71号。以下「法」という。）第19条第1項の規定に基づき、社会生活を円滑に営む上での困難を有する子ども及び若者（以下「子ども・若者」という。）に対する支援（法第15条第1項に規定する支援をいう。以下同じ。）を効果的かつ円滑に行うため、吹田市子ども・若者支援地域協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(協議会の事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行う。

- (1) 支援に関する情報の交換及び連絡調整
- (2) 支援に必要な体制の整備に関する協議
- (3) 支援を推進するための調査、研究、研修、広報及び啓発に関する協議
- (4) 前3号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要な事務

(構成)

第3条 協議会は、別表第1及び別表第2に掲げる関係機関等をもって構成する。

(会議)

第4条 協議会に代表者会議、実務者会議及び個別ケース検討会議を置く。

2 代表者会議は、別表第1に掲げる関係機関等の代表者及び子ども・若者分野について学識経験を有する者をもって構成し、協議会が円滑に機能する環境の整備を行うため、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 支援に必要な体制の整備に関する事項
- (2) 協議会の年間活動方針に関する事項
- (3) 協議会の活動の評価に関する事項
- (4) 前3号に掲げるもののほか、代表者会議の目的を達成するために必要な事項

3 実務者会議は、別表第1及び別表第2に掲げる関係機関等の担当者をもって構成し、協議会の目的を達成するため、関係機関等の支援の実施状況等及び役割分担に関する情報の交換を行うとともに、次に掲げる事項について協議する。

- (1) 個別ケース検討会議から提出のあった事案への対応策
- (2) 支援を推進するための調査、研究、研修、広報及び啓発に関する事項
- (3) 前2号に掲げるもののほか、実務者会議の目的を達成するために必要な事項

4 個別ケース検討会議は、個々の子ども・若者の支援に当たる関係機関等の担当者をもって構成し、当該子ど

も・若者の支援に関し次に掲げる事項について協議する。

- (1) 当該子ども・若者の状況の把握及び課題の整理
- (2) 当該子ども・若者に対する具体的な支援方法
- (3) 当該子ども・若者に対する支援に関する評価
- (4) 前3号に掲げるもののほか、個別ケース検討会議の目的を達成するために必要な事項
(子ども・若者支援調整機関)

第5条 法第21条第1項に規定する子ども・若者支援調整機関（以下「調整機関」という。）として、吹田市教育委員会事務局地域教育部青少年室を指定する。

2 調整機関の業務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 協議会の事務の総括に関すること。
- (2) 関係機関等の連絡調整に関すること。
- (3) 個別ケース検討会議に参画する関係機関等の選定に関すること。
- (4) 個別ケース検討会議に基づく支援の状況把握及び進行管理に関すること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、協議会の運営及び支援を円滑に行うため必要な事項に関すること。
(会議の開催)

第6条 会議は、調整機関の長が招集する。

- 2 会議に会長を置き、会長は、調整機関の長が務める。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 会長に事故があるときは、会長があらかじめ指名する調整機関の職員がその職務を代理する。
- 5 代表者会議は、原則として年1回以上開催する。
- 6 実務者会議は、原則として年2回以上開催する。
- 7 個別ケース検討会議は、必要に応じて随時開催する。

(秘密保持義務)

第7条 協議会の事務に従事する者は、正当な理由なく、協議会の業務に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(協力要請)

第8条 協議会は、必要があると認めるときは、関係機関等以外の者に対し、必要な協力を求めることができる。
この場合において、協議会は、個人情報の保護に配慮しなければならない。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、協議会の組織および運営に関し必要な事項は、協議会が定める。

附 則

この要領は、平成29年 3月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成29年 6月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成30年 7月 12日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年 6月 25日から施行する。

附 則

この要領は、令和2年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、 令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、 令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、 令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、 令和 6 年 5 月 30 日から施行する。

附 則

この要領は、 令和 8 年 6 月 1 日から施行する。

別表第 1

分 野	関係機関等
教育	吹田市内公立高等学校
	学校教育部教育センター
	地域教育部青少年室
	学校教育部学校教育室
福祉	吹田市民生・児童委員協議会
	吹田市社会福祉協議会
	大阪府吹田子ども家庭センター
	児童部子育て政策室
	児童部家庭児童相談室
	児童部こども発達支援センター
	福祉部福祉総務室
	福祉部生活福祉室
	福祉部障がい福祉室
	市民部人権政策室
	児童部子育て給付課
	児童部すこやか親子室
医療・保健	吹田市医師会
	吹田市保健所
矯正・更生保護	吹田地区保護司会
	吹田地区更生保護女性会
	大阪府警察本部少年課茨木少年サポートセンター
	大阪府吹田警察署生活安全課
雇用	都市魅力部地域経済振興室

別表第2

分 野	関係機関等
その他協議会の 目的を達成する ために必要と認 められる関係機 関等	NPO法人 フルハウス
	NPO法人 ここ
	JOBナビすいた
	大阪市地域若者サポートステーション
	すいた障がい者就業・生活支援センター
	吹田市民公益活動団体 吹田子ども支援センター
	吹田市生活困窮者子どもの学習支援教室事業委託事業者
	医療法人社団 EMIFULL ACT-ひふみ
	訪問看護ステーションあにもぐりーん
	生活困窮者自立支援センター
	内本町障がい者相談支援センター
	片山・岸部障がい者相談支援センター
	豊津・江坂・南吹田障がい者相談支援センター
	千里山・佐井寺障がい者相談支援センター
	亥の子谷障がい者相談支援センター
	千里ニュータウン障がい者相談支援センター